

発議案第15号

加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月15日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	飯川英樹
	同	三田登
	同	伊原忠

提案理由

国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度を創設するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める意見書

加齢に伴う難聴は誰にでも起こる可能性がある。症状が進行すると適切な「聞こえ」が得られず、コミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立や鬱、認知症、フレイルに陥る危険性が高まるとの研究結果も報告されている。

また、平成27年に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）でも、難聴は、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等と並んで認知症の危険因子とされている。

しかし、補聴器の価格は安価なものでも数万円、高価なものは数十万円と大変高額なことから、低所得者にとって補聴器購入は困難な状況であり、補聴器が普及しない要因となっている。

現在、国における補聴器購入への助成制度は、障害者施策の補装具として、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、障害者手帳を所持する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象であり、41デシベル以上の中等度以下の難聴者には、購入後の医療費控除はあるものの、補聴器購入そのものへの助成制度がない状況である。

地方自治体が独自に加齢性難聴者への補助制度を創設するには多額の経費が必要となることから、国が実施してきた「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果をまとめ、認知症対策としての「聴覚障害の補正」に取り組むことが必要である。

よって、本市議会は国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度を創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様